

個人住民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）を納入申告している皆様へ

利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子申告・電子納入がスタートしました！

2021年10月から

電子化による入力支援

電子化により、合計金額の自動計算等の入力支援機能がご利用いただけます。



電子化

様式ごとの印刷

自動計算



フォームへの自動入力



全国の都道府県へ一括手続き



PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納入申告が可能です。

提出先の地方団体ごとに申告データを自動で振り分けて送信します。また、複数団体への納入もまとめて支払いが可能です。

●ご利用の流れ ※詳細は特設ページをご確認ください



●STEP1
利用届出（新規）を行い、利用者IDと暗証番号を取得します。（未取得の場合）



●STEP3
電子申告を行います。
画面入力やCSVデータ取り込みが可能です。

●STEP2
eLTAX対応ソフトウェアの設定等の準備作業を行います。PCdeskは無料でご利用いただけます。



●STEP4
電子納入を行います。
複数団体への納入もまとめて支払い可能であり、便利です。



利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子化に係る特設ページ

以下のサイトをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935>



利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子化利用に関するFAQ

Q

電子納入には、どのような方法が用意されているでしょうか。

事前に金融機関へ口座登録^(※1)を実施していただいたうえで、口座振替をご利用いただけます。その他のチャネルや登録可能口座の詳細は金融機関一覧^(※2)をご確認ください。^{※1}別段預金はご登録いただけません。^{※2} <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

A

Q

電子申告と電子納入は別の日に実施しても良いでしょうか。

別の日に電子納入を実施することは可能です。ただし、期限後に納入した場合は、延滞金が課される可能性がありますのでご留意ください。

A

Q

これまで銀行窓口で支払った際に領収書を受け取っていましたが、電子化後も受け取ることは可能でしょうか。

領収書は発行されませんが、納入が完了したことはメール発出及びメッセージボックスへのメッセージ格納で通知されます。また、システムの納入済のデータを参照することで、明細情報を確認することも可能です。

A

Q

利子割について、支店・事業所ごとに特別徴収義務者番号が付与されていますが、eLTAXの利用者IDはそれぞれ取得可能でしょうか。

eLTAXでは1法人につき、1つの利用者IDを取得することを原則としておりますが、利子割で支店ごとの納入申告を行う場合は、支店・事業所単位での利用者IDの取得も可能です。

A

Q

eLTAXの利用者IDはいつから取得可能でしょうか。

利用者IDはいつでも取得可能です。（取得方法の詳細はeLTAXのホームページをご参照ください。）利子割・配当割・株式等譲渡所得割をご利用いただくためには、提出先の追加等の操作が必要です。

A